

新たな 定款認証制度に ついて

日本公証人連合会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル5階

【公証役場照会用電話】 **03-3502-8239**

1 定款の認証に関する公証人法施行規則の改正

平成30年11月30日から、新たに第13条の4が新設された改正公証人法施行規則が施行されることにより、定款認証の方式が変わります。

この改正は、法人の実質的支配者を把握することなどにより、法人の透明性を高め、暴力団員及び国際テロリスト（以下「暴力団員等」という。）による法人の不正使用（マネーロンダリング、テロ資金供与等）を抑止することが国内外から求められていることを踏まえての措置ですので、ご協力をお願いします。

2 改正される認証制度の対象法人

新たな認証制度の対象法人は、株式会社、一般社団法人、一般財団法人です。これら法人の原始定款については、電子認証による場合だけでなく、書面による認証も、新たな認証制度の対象となります。

3 改正の内容及びこれに関連する事項

1 この度の改正により

- ① 定款認証の嘱託人は、法人成立の時に実質的支配者^{【注1】}となるべき者について、その氏名、住居、生年月日等と、その者が暴力団員等^{【注2】}に該当するか否かを公証人に申告していただくこととなります。
- ② 申告された実質的支配者となるべき者が暴力団員等に該当し、又は該当するおそれがあると認められた場合には、嘱託人又は実質的支配者となるべき者は、申告内容等に関して公証人に必要な説明をしていただくこととなります。

【注1】 実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人をいい、その認定については、最終ページの「実質的支配者の認定について」を参照してください。ご不明な点は、遠慮なく、公証人にお尋ねください。

【注2】 暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員、すなわち「暴力団の構成員」であり、国際テロリストとは、国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第3条第1項の規定により公告されている者（現に同項に規定する名簿に記載されている者に限る。）若しくは同法第4条第1項の規定による指定を受けている者です。

- 2 ②による説明があっても、暴力団員等に該当する者が実質的支配者となる法人の設立行為に違法性があると認められる場合には、公証人は、認証をすることができません。①の申告や②の説明自体がない場合も同様です。
- 3 実質的支配者となるべき者が暴力団員等に該当しないと認められる場合には定款の認証を行うこととなりますが、その認証文言は、従来のものに、「囑託人は、『実質的支配者となるべき者である〇〇〇〇は暴力団員等に該当しない。』旨申告した。」旨の文言が付加されます。

4 ご留意願いたい事項

- 1 定款認証を囑託される方は、法人成立の時に実質的支配者となるべき者が誰かを判断し、ときには調査をしていただく必要があります。
- 2 その実質的支配者となるべき者に関する氏名等の申告は、日本公証人連合会のホームページで提供する「申告書」の書式を利用し、これをダウンロードして前記「3 改正の内容及びこれに関連する事項」1 ①記載の申告事項等の所要事項を入力の上、記名及び電子署名を付したPDFファイルを公証人にメール送信する方法、上記入力したものを印刷し、署名押印又は記名押印の上、そのPDFファイルを公証人にメール送信する方法、上記入力したものを印刷し、又は同書式を印刷し、あるいは公証役場に備え置く同書式の印刷物を利用して上記申告事項等を記入の上、署名若しくは記名押印し、公証人にファックス、郵送、あるいは持参する等の方法により行っていただきます^{【注3】}。
- 3 この申告は、定款認証の囑託までに行っていただく必要がありますが、迅速かつ的確な定款認証・法人設立を実現するためにも、定款案の点検を公証人に依頼される際、併せて実質的支配者となるべき者に関する申告をしていただくようお願いします。
- 4 以上のことは、電子認証の場合と書面による認証の場合とで差異はありませんが、電子認証の場合は、オンラインでの囑託画面も一部変更され、新たに、実質的支配者となるべき者の氏名及び読み仮名のデータ入力をするように変更されておりますので、この点についてもご協力をお願いします。

【注3】 成立した法人が金融機関等との間で預貯金契約等の取引をしようとするとき、金融機関等から、設立した法人の実質的支配者及びその暴力団員等非該当の申告を求められます。その際、4 2 記載の申告書を活用して実質的支配者及び暴力団員等非該当の申告を金融機関等に対して行うことができるようにするため、公証人は、囑託人のご希望があれば、4 2 記載の申告書により実質的支配者及び暴力団員等非該当の申告を受けた旨記載の申告受理証明書を作成し、これに当該申告書の写しを添付して、お渡しすることとしております。

実質的支配者の認定について

1 実質的支配者

法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある自然人(※i)
(具体的には、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則11条2項」で定義。対象法人は、株式会社、一般社団法人、一般財団法人)

2 実質的支配者を認定する手順

▶ 株式会社の場合

① 議決権の直接保有及び間接保有(※ii)が50%を超える自然人の存否

↓ 該当者あり

該当者1名が実質的支配者(1号該当。※iii)

ただし、この者が事業経営を実質的に支配する意思又は能力(以下「実質的支配意思等」という。)がないことが明らかな場合には実質的支配者非該当(→他の者につき、④で判定)

↓ 該当者なし

②で認定

② ①による実質的支配者が存在しない場合 議決権の直接保有及び間接保有が25%を超える自然人の存否

↓ 該当者あり

該当者すべてが実質的支配者(1号該当)

ただし、このうち実質的支配意思等がないことが明らかな者は実質的支配者非該当(全員非該当となると③で判定)また、実質的支配意思等のある25%超保有者がいても、他に実質的支配意思等がない議決権50%超保有者がいるときは③で判定

↓ 該当者なし

③で認定

③ ①及び②による実質的支配者が存在しない場合 出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる 自然人の存否

↓ 該当者あり

該当者すべてが実質的支配者(2号該当。※iii)

↓ 該当者なし

④で認定

④ ①、②及び③による実質的支配者が存在しない場合

設立する株式会社の代表権を持つ取締役が実質的支配者(4号該当。※iii)

▶ 一般社団法人、一般財団法人の場合

ア 出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる 自然人の存否

↓ 該当者あり

該当者すべてが実質的支配者(3号口該当。※iii)

↓ 該当者なし

①で認定

イ アによる実質的支配者が存在しない場合

設立する法人の代表権を持つ理事が実質的支配者(4号該当)

※i 上場企業等及びその子会社は、「自然人」とみなされます。

※ii 直接保有:自然人が発起人となり、出資して株式を保有すること

間接保有:自然人の支配法人(当該自然人が50%を超える議決権を有する法人)が発起人となり、設立会社に出資して株式を保有すること
保有議決権数の認定:直接保有及び間接保有の合計数による。

※iii 「1号該当」等は、前記施行規則11条2項中の該当号を示す。